

## 砺波市1か月児健康診査費助成について

砺波市では、1か月児健康診査にかかる費用を助成するため、母子健康手帳発行時に、1か月児健康診査受診票（概ね出産後1か月）を交付しています。これにより、健診票に記載された内容については、公費で健診を受けていただくことができます。（健診票に含まれない内容は自己負担となります。）

※必ず受診票（両面）を事前にご自宅で記入してから健診を受けてください。

（裏面質問票に記載のない場合は自己負担となります。）

※お母さんの健診費用は含まれません。

※お子様の住民票を他市町村に移された場合は、この受診票は使用できません。転出先の市町村にお問合せください。

手続きと助成までの流れは、以下のとおりです。

裏面に受診票表面の記入例を記載しています。

### 【県内で受診する場合】

受診票を提出し、健診を受ける。

### 【県外で受診する場合】

里帰り出産等のため県外（国内に限る）の医療機関等で健診を受けた場合、健診費用を一時立替払いしていただき、後日申請により一定額をお支払いいたします。

#### ① 県外医療機関で1か月児健診受診

- ・医療機関において受診票を提示し、受診結果及び1か月児健康診査に要した金額等を記入してもらってください。（保険診療分は含みませんので、ご注意ください。）
- ・健診料金を支払ってください。

#### ② 助成金交付申請（健診料金償還払い）の手続き

- ・窓口は健康センターです。（妊婦一般健康診査、産婦健康診査と同時に申請できます。）

＜申請に必要なもの＞

- ・砺波市妊産婦及び1か月児健康診査費助成金交付申請書兼請求書
- ・砺波市1か月児健康診査受診票兼請求書
- ・医療機関の領収書及び明細書
- ・助成金の振込先口座がわかるもの（振込口座は妊産婦健康診査費助成と同名義のもの）

※審査の上、助成の要件を満たしていると市長が認めたときは、指定された金融機関口座に助成金を振り込みます（金額に上限あり）。申請から1～2か月程度かかります。

＜参考＞ 令和7年度 富山県における1か月児健康診査に係る費用（この金額が助成の上限です）

助成金額 6,000円

※年度により、金額が変更する場合がありますのでご注意ください。

○問合せ先

砺波市健康センター 〒939-1395 砺波市新富町1番61号（市立砺波総合病院内）TEL 0763-32-7062 FAX 0763-32-7059

（裏面に続きます）

(国保請求提出用)